

## 多摩川高潮堤防暫定親水施設使用要領

令和4年3月22日 3空空発 第10502号

空港まちづくり本部長決定

(趣旨)

第1条 この要領は、多摩川高潮堤防暫定親水施設管理要綱（以下「要綱」という。）

第4条第4項の規定に基づき、多摩川高潮堤防暫定親水施設（以下「本施設」という。）の一部又は全部を催し物等の開催のために使用させる場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 催し物等とは、特定または不特定の者を対象とし開催される集会、社会実験、活動、撮影、楽器演奏その他これに類するものをいう。ただし、少人数により行われるものを除く。

(2) 少人数とは、特定の者で構成され、他の利用者の支障とならないと認める規模をいう。

(3) 仮設物とは、催し物等の開催に伴い一時的に設置される物件又は施設で、撤去が容易な安全機材や机、テント等をいう。

(本施設を使用できる催し物等)

第3条 本施設を使用し開催できる催し物等は、次の各号のいずれかに該当するもので、かつ要綱第5条に定める禁止行為に該当しないものとする。

(1) 要綱第4条第3項に合致するもの

(2) 羽田空港跡地第1ゾーン整備方針に合致するもの

(3) 区政課題解決に資するものなど区政方針に合致するもの

(4) 本施設や羽田空港跡地の紹介を行う撮影

(5) その他公益性が高いものと区長が認めるもの

(仮設物の設置)

第4条 催し物を行う者は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、仮設物を設置することができる。

- (1) 設置することにより他者の施設の使用を妨げないと認められること。
- (2) 本施設の使用日毎に設置撤去ができること。
- (3) 必要に応じて飛散防止等の安全対策が講じられていること。
- (4) 本施設の管理上支障がないものであること。

(届出書の提出)

第5条 第3条に掲げる催し物等のため本施設を使用する者は、区長に届け出なければならない。

- 2 前項の届出をする者は、使用の目的、内容及び使用する場所、期間その他区長の指示する事項を記載した届出書（別紙）を提出しなければならない。
- 3 区長は届出の内容が第3条に該当し、届出をする者が届出書に記載の遵守事項に同意していることをもって施設の使用を認めるものとする。

(その他)

第6条 本施設の使用は、無料とする。

付則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。